

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

March, 2019

なごみ便り

www.101dog.co.jp

三寒四温の言葉どおり、冬が行きつ戻りつしている昨今ですが、春が近くに感じる日も増えてきました。今月は、4月から施行される「年次有給休暇(以下、「年休」)の取得義務化」についてまとめました。

年休の取得義務化について

働き方改革関連法の一環として労働基準法が改正され、2019年4月1日以降、全ての事業所において、新たに年休が10日以上付与される従業員に対し、付与日から1年以内に5日の年休を確実に取得させることが義務化されました。本義務を果たさなかった場合は30万円以下の罰金が課される可能性がありますので、早急に対策する必要があります。

年休が10日以上付与されるのは、下記 ～ に該当する従業員の内、出勤率が8割以上の従業員です。

入社後6か月が経過している週5日以上出勤の従業員

入社後3年6か月以上経過している週4日出勤の従業員()

入社後5年6か月以上経過している週3日出勤の従業員()

いずれも週所定労働時間が30時間未満の場合。30時間以上の場合は が適用されます。

従業員自身の取得分と会社側の取得働きかけ分の合計が5日あれば取得義務を果たしたことになります。従業員自身がすでに5日消化している場合は、会社側から更に取得させる必要はありません。したがって、会社としては、年休の取得が少ない従業員に対して取得するよう働きかける必要があります。会社からの働きかけだけでなく、従業員間でも仕事の割り振りを確認し合い、お互い協力しながら年休を取得することが大切です。

また、付与される年休のうち5日を超える分については、会社と従業員代表との間で労使協定を締結することにより、計画的に取得させることができます(「年休の計画的付与」といいます)。年休の計画的付与には、全従業員に年休を同時期に取得させる方式(一斉付与方式)の他、従業員をいくつかのグループに分けた上でグループごとに年休を取得させる方式(交替制付与方式)、従業員の誕生日や記念日に年休を取得させる方式(個人別付与方式)があります

なお、会社が従業員に年休を適切に取得させているかどうかを確認するため、「年休管理簿」の作成および3年間の保存も義務化されます。前述の計画的付与の進め方や年休管理簿の作成方法に不明点がある場合は、お気軽になごみグループにご相談ください。

以上の内容をふまえ、年休取得義務化に対する準備を進めつつ、会社側、従業員側共に年休を取得しやすい環境作りに努めましょう。

協会けんぽの保険料率が改定されます

平成 31 年度における協会けんぽの健康保険料率は、本年 3 月分(4 月納付分)からの適用となります。
近畿二府四県と東京都の健康保険料率は下表の通りです。

	平成 31 年 2 月まで	↑: 引上げ	平成 31 年 3 月以降
		↓: 引下げ	
		→: 据え置き	
大阪府	10.17%	↑	10.19%
京都府	10.02%	↑	10.03%
兵庫県	10.10%	↑	10.14%
奈良県	10.03%	↑	10.07%
和歌山県	10.08%	↑	10.15%
滋賀県	9.84%	↑	9.87%
東京都	9.90%	→	9.90%

40 歳から 64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わりま
す。なお、平成 31 年度における協会けんぽの介護保険料率も 1.57%から 1.73%に改定されます。

平成 31 年 2 月まで

1.57 %



平成 31 年 3 月以降

1.73 %

(文責: 畑田、松原)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください!

Q. どんなに頼んでも、売ってくれない人のお仕事はなーんだ?

先月の Q. おじいちゃんとするスポーツはなーんだ?

先月の答え. ソフトボール(祖父とボール)